この書面の内容を十分にお読み下さい。

契約締結時交付書面

（この書面は、金融商品取引法第３７条の３の規定によりお客様にお渡しする書面です。）

株式会社チャートマスター

　「金融商品取引法」（以下、金商法という）第３７条の４により、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結したときに、遅滞なく明らかにすべきとされる事項は下記の通りです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．金融商品取引業者に関する事項

商　　 号　　　　　 株式会社チャートマスター

住 　　所　　　　　 〒１７７－００４５

東京都練馬区石神井台二丁目４番２１号

営業所 東京都杉並区西荻北三丁目４３番１２号

℡ ０３－３３９０－０２７２

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第２０８６号

資本金額　　　　　　金500万円

役　　 員　　　　　 代表取締役　　根崎　一男

　　　　　　　　　　　　取締役　　根崎　稲子

主要株主　　　　　　根崎　一男　　根崎　稲子

２．投資助言契約の概要

（１）投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

（２）当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

３．当該金融商品取引契約の成立の年月日

　　平成　　　年　　　月　　　日

４．金融商品取引契約に係る手数料

　　金融商品取引契約に関して、報酬以外の手数料は頂きません。

５．顧客の氏名または名称

６．提供方法及び報酬額、投資顧問契約の機関及び自動更新

投資顧問業務の提供方法及び報酬額、投資顧問契約の期間及び自動更新は

次のとおりといたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | コースの名称 | 役務の内容 | 報酬額 | 契約期間 | | 売買シグナル　　　　配信コース | チャート分析による今後の動向予測を毎日・具体的な売買価格助言を不定期で電子メールにて配信いたします。 | 月額5,800円 | 1ヶ月間 |   　　成功報酬の支払時期は、契約時に同時履行とし、契約更新時についても同様といたします。  ７．顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者の氏名  　　笹田　喬司  ８．顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名  　　笹田　喬司  ９．金融商品に係るリスク  　外国為替証拠金取引は、元本や利回りが保証された商品ではありません。  外国為替証拠金取引におけるリスクとしては、下記のものが挙げられます。  （１）外国為替相場は常に変動しており、短期間に大きく変動する場合もあります。相場が思惑とは異なる方向へ動いた場合には、損失を被るリスクがあります。その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。  （２）外国為替証拠金取引は、少額の証拠金で大きな額の取引が出来るレバレッジ効果によって多大な利益を得ることが可能な反面、大きな損失を被る恐れもあります。その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。  （３）外国為替相場の変動等により、未決済建玉に評価損が発生し、取引証拠金から当該評価損額を差引いた額が、維持すべき証拠金額を下回った場合、未決済建玉のすべてが自動的に反対売買されることにより、決済されます。相場状況等によっては、その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。  （４）逆指値注文は、外国為替相場が急激に変動した場合などの状況においては、指定した価格から大きく乖離して約定されることがあります。このため、損失を限定させるために行われた逆指値注文は、必ずしも損失を想定した額の範囲に留められるとは限らず、意図しない損失となる可能性があります。  （５）外国為替市場において、取引高が少ないことから決済のための売戻しや買戻しが行えないことにより発生するリスクです。取引する通貨固有の流動性に加え、主要国の休日や天変地異、戦争やテロ、政変、政府による外国為替管理政策の変更などが、その原因になり得ます。  １０．委託証拠金等  　当社とお客様との間で金融商品取引契約を締結するにあたり、預託して頂く委託証拠金その他の保証金等はありません。  １１．租税の概要  　お客様が外国為替証拠金取引をされる際には、売買された利益等の税制が適用され、例えば、売買利益に関する課税が発生します。  １２．投資顧問契約の終了の事由  　投資顧問契約は次の事由により終了します。  （１）契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）  （２）クーリング・オフの申出があったとき。  （３）当社が、投資助言業を廃業したとき。  １３．クーリング・オフの適用  　この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、以下のとおりです。  （１）クーリング・オフ期間内の契約解除  　①　お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して１０日を経過す  　　るまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができ  　　ます。  　②　クーリング・オフ期間内に契約解除された場合、報酬は全額返金いたし  　　ます。但し、クレジットカード決済の場合は、カード決済会社の決済手数  　　料及び、返金振込時の振込手数料はお客様負担とさせていただきます。  （２）クーリング・オフ期間経過後の契約解除  　　　お客様は、クーリング・オフ期間経過後は、契約期間満了まで契約の  　　解除をすることができないものといたします。  １４．当社への連絡方法  　当社へご連絡の際は、次の電話番号にご連絡下さい。  　　電話番号　０３－３３９０－０２７２    １５．禁止事項  　当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。  （１）顧客を相手方として、または顧客のために以下の行為を行うこと。  　①　有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取  　　引 |
| ②　有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取  　　引の媒介、取次ぎまたは代理  　③　次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理  　　・取引所金融商品市場における有価証券の売買または市場デリバティブ取  　　　引  　　・外国金融市場における有価証券の売買または外国市場デリバティブ取引  　④　店頭デリバティブ取引またはその媒介、取次ぎもしくは代理  （２）当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず  　　顧客から金銭、有価証券の預託を受け、または当社及び当社と密接な関係  　　にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること  （３）顧客への金銭、有価証券の貸付け、または顧客への第三者による金銭、  　　有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと  １６．苦情処理措置について  　お客様からの苦情につきましては、当社が定める苦情・紛争処理規程に基づいて当社の苦情処理責任者が対応させていただきます。お客様は、苦情・紛争処理規定を当社において閲覧することが可能です。  　苦情の窓口については以下のとおりです。  　電　　話　　　　　　　03-3390-0272  苦情取扱責任者　　　　根崎　一男  １７．紛争解決措置について  　当社とお客様との間における紛争を次に掲げる紛争解決機関による斡旋または仲裁手続により解決を図ることとしています。  　１．東京弁護士会紛争解決センター　　 03-3581-0031  　２．第一東京弁護士会仲裁センター　　 03-3595-8588  　３．第二東京弁護士会仲裁センター　　 03-3581-2249  　当社は、紛争解決機関との協定書及び紛争解決機関の規則を遵守し、紛争解決機関が行う斡旋の手続きに従って、紛争の解決に努めます。 |